



「病後児保育」利用について



◆ 事業内容

保護者の子育てと就労の両立を支援するために、病気の回復期にある乳幼児をお預かりする事業です。

◆ 実施保育園

岡崎市八帖保育園 岡崎市八帖北町21-1

◆ 対象児童

岡崎市内の保育園又は認定こども園に通園している児童で、病気回復期にあり、保護者が就労等の理由で保育が困難な場合

※ 認定こども園については2号認定児童に限ります。

◆ 病気回復期の判断について

病気回復期にあって、引き続き安静の確保に配慮する必要があるため、集団保育が困難であるとかかりつけ医が判断した場合。ただし、感染性疾患、重篤な基礎疾患のある場合、入院加療が必要な場合は除きます。

◆ 対象疾患

※ いずれの場合も、かかりつけ医が利用可能と判断した場合に限ります。

- ・ 感冒等の日常的にかかるおそれのある疾患
- ・ 麻疹、水痘、風疹等で急性期を経過し、他児へ感染するおそれのない場合
- ・ 喘息等の慢性疾患で発作が治まった場合
- ・ 骨折、熱傷等の外傷性疾患で症状が安定した場合

◆ 利用日時

平日（月曜日～金曜日） 8時～16時

※ 保育標準時間認定のかた、又は通常期に延長保育をご利用のかたに限り最大8時～17時30分まで利用可能ですが、お子さんの負担を少なくするためにも、できるだけ短い時間での利用をお願いします。

◆ 利用料

1日につき、2,000円

※ 後日、普段登園している園から納付書をお渡ししますので、期限内にお支払いください。

※ 市町村民税非課税世帯は1,000円、生活保護世帯は利用料はかかりません。

◆ 利用手続き

- 1 利用希望日の前開所日15時半（月曜を希望する場合は土曜日の11時半）までに総合子育て支援センターに電話をして、利用が可能か確認してください。
 - 2 かかりつけ医の診察を受け、「病後児保育事業連絡票」に必要事項を記入してもらいます。（文書料がかかることがあります。）
 - 3 再度、総合子育て支援センターに電話をして、利用の予約をしてください。
- ※ 利用している間に容態が変わり、利用の継続ができないと判断された場合はお迎えに来ていただくことになります。
- ※ 1回の申込みによる利用可能期間は7日以内です。

◆ 利用定員

最大4名 ※ お子さんの状況により受入れ可能人数は変更することがあります。

◆ 必要書類

当日、八帖保育園の病後児保育担当者に提出してください。（いずれも各園にあります。岡崎市のホームページからもダウンロードできます。）

- ・ 「病後児保育事業利用申込書」
- ・ かかりつけ医が記入した「病後児保育事業連絡票」

◆ 持ち物

- ☐ 母子手帳
- ☐ 健康保険証（コピー）
- ☐ 乳幼児医療費受給者証（コピー）
- ☐ 布団（季節に応じて毛布やタオルケット等）
- ☐ フェイスタオル
- ☐ 手拭きタオル（幼児はハンカチ）
- ☐ 着替え一式……2組
- ☐ 汚れ物入れの袋（ビニール袋等）
- ☐ お薬がある場合は、「病後児保育事業連絡票」の与薬欄が記入されていることを確認してください。

（乳児は以上のものに加えて）

- ☐ おむつ・おしりマット・おしり拭き（それぞれ必要に応じて1日分）
- ☐ 食事用エプロン・口拭きタオル
- ☐ ミルク・哺乳瓶・ベビーフード（普段園でミルクもしくは離乳食の乳児）

◆ その他

- ・ 除去食が必要な場合、体調により給食が食べられるか心配な場合等は、弁当・おやつをご持参ください。
- ・ エピペン・薬の処方等がある場合は、当日持参し職員にお知らせください。

◆ 担当職員

専任の看護師及び保育士が担当します。



（問合せ先）

- ・ 利用方法、保育内容や対象疾患について
総合子育て支援センター病後児保育室担当（電話 23-2931）
- ・ 申込後のキャンセル
総合子育て支援センター病後児保育室担当（電話 23-2931）
又は八帖保育園（電話 23-2911）
- ・ 利用料金や制度について
保育課管理2係（電話 23-6144）